

議事日程(第1号)

平成24年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育長諸報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第43号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 町営路線の認定について
- 日程第11 議案第46号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 報告第 1号 平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 2号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 請 願 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第17 意見書 拉致問題意見書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育長諸報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第43号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 町営路線の認定について

- 日程第11 議案第46号 平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第1号 平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第2号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 請 願 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第17 意 見 書 拉致問題意見書

出席議員（14名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 田ノ上 真 | 2番 百 田 輝 子 |
| 3番 松 山 力 弥 | 5番 田 原 重 美 |
| 6番 荒 木 敏 光 | 7番 吉 本 實 |
| 8番 合 屋 伸 好 | 9番 今 村 桂 子 |
| 10番 三 上 政 義 | 11番 柴 田 真 人 |
| 12番 長 澤 誠 司 | 13番 藤 石 豊 |
| 14番 原 野 敏 彦 | 15番 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一
理 事（税務課）・・・・百 田 順 二	理 事（上下水道課）・・今 泉 智 明
理 事（建設産業課）・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳	住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫	健康福祉課長・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・安河内 久 人	子ども教育課長・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・川 津 政 文	総務課参事・・・・・・・・満 行 誠

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。本定例会からクールビズということでございますが、いいですね、これでいいですね。

田植えが上から順々に来ておりますが、梅雨に入ったとはいえ、水がすくなくいようでございます。雨ごいに行かないかなかなと思っております、今日このごろでございます。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから平成24年第2回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、百田監査委員より欠席の届け出があっておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議長から先ほど言われましたように雨ごいをせないかなかと私も思っております。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月8日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された案件は、議案が6件、報告が2件、諮問が2件となっております。議案6件と諮問2件は、各委員会に付託するようにしております。

そのほかに、請願が1件、意見書が1件出ており、継続分の陳情も2件ありますので、同じく各委員会に付託するようにしております。

また、6月19日の予算審査特別委員会の終了後に全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、会期は、本日より6月21日までの8日間としております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月21日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期は本日から6月21日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番議員、8番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。6月の定例議会を招集いたしましたところ、何かと御多用の中、全議員さん御出席のもとで開会できますこと心から感謝を申し上げます。

自主防災組織の結成に向けてについて

それでは、諸報告を申し上げます。

自主防災組織の結成に向けてということでございますが、昨年の、御存じのように3月11日に発生いたしました東日本の大震災を初めといたしまして、平成7年の阪神・淡路大震災、あるいは地元の西方沖地震、それから、平成21年中国・九州北部豪雨災害などの発生によりまして、最近では住民の皆様の災害に対する関心や、防災意識が非常に高まってきております。行政といたしましても、安心・安全なまちづくりということが非常に重要な課題となってきました。

本町におきましては、以前から自主防災活動に強い関心を示されておられました佐谷区につきまして、本年度自主防災組織設立促進のモデル地区に指定をいたしまして、福岡県消防防災指導課の協力を得まして、今後自主防災組織の結成に向けて町として支援をしていく予定でございます。

具体的には、7月4日に行う予定の自主防災組織育成防災学習会を皮切りに、地域の防災力を高める活動の進め方、組織、人材づくりへの理解を深めていただきながら、自主防災組織の設立に向けて事業を進めてまいります。

この自主防災組織の設立促進モデル事業を第一歩といたしまして、将来的には自主防災組織が他の地区にも拡大していくことを期待いたしているところでございます。

現在、多くの行政区におきまして組合加入率の低下の問題が大きな課題となっておりますが、地域社会におけるつながり、かつての「向こう三軒両隣」という、地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄となりつつあるのではないかとこのように思っております。災害時に助け合うという共助の精神に基づくこの自主防災活動を、むしろ隣組コミュニティ維持の復活のチャンスととらえて、今後は自主防災組織というものが構築されていく中で、組合加入率の促進の一助ともなればというふうに考えております。

一般質問にも出ておりましたので、これにつきましてはこの程度で抑えておきたいというふう

に思っておりますが、自主防災活動の推進とあわせまして、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、いわゆる災害時の弱者に対して支援を行う体制を整備するために進めております災害時要援護者避難支援対策の推進とともに、今後も災害に強いまちづくり、安全で安心なまちづくりに邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 教育長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

○教育長（平松 秀一） それでは、平成23年度教育行政報告並びに24年度の計画を報告させていただきます。

平成23年度教育活動において大きな成果として御報告申し上げたいのが、小中学校における生活規範指導の定着であり、議員各位もお気づきかと思いますが、小中学校の卒入学式が凜とした状態で来賓各位のお褒めの言葉をいただくまでになってまいりました。また、5月に実施しました小中学校運動会でも児童・生徒みずからが運営に携わり、同じ目的達成のために集中して取り組んだ姿は、まさに本町が目指す小中学校教育現場のあり方にほかなりません。

特に、以前一般質問でも御指摘を受けました須恵中学校の生活環境の改善は大きな成果を見せ、教育施策として掲げております「感動する心の教育」「感謝する心の教育」「共感する心の教育」が小中学校職員にも浸透し、人権道徳教育が着実に進んでいることを裏づけるものとして自負するところであります。

この状態になるまで3年間という時間を要しましたが、崩れるのには2カ月もかかりません。教育委員会といたしましても気を抜くことなく小中学校と連携し、子供たちの未来のために頑張りたいと考えております。

本町教育行政の特長は、児童福祉を包含した教育支援を柱に置いているところであり、お手元にさきに配付させていただきました平成23年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告における有識者からの意見・評価を福岡教育大学大学院教育学研究科 森 保之教授にお願いし、忌憚のない御意見と御指導を仰いだところであります。その中で、児童福祉を包含した教育支援体制や生活規範指導員制度、成長の足あとカルテなどは全国に類を見ないシステムであり、あわせて学校自己評価報告会やオアシス運動、生涯学習理念に基づいた社会教育の充実など、他市町村へ発信し全国的な取り組みとなるよう願っておられるなど、おお

むね高評価を頂いたと判断しております。

しかしながら、反省点として挙げられますのが、昨年の全国学力学習状況調査において目標を達成した学校、教科はあるものの、全体的には福岡県県平均に届いていないのが実情であります。社会教育においてはおおむね良好な活動状況であったものの、各種団体の高齢化も進んでおり、組織の若返りを図る必要があると判断しております。

さて、平成24年度における取り組みですが、須恵町教育振興基本計画実施4年目に入り、「感動する心の教育」「感謝する心の教育」「共感する心の教育」のさらなる充実を図り、特に就学前教育、小学校教育、中学校教育においては、人権道德教育を柱として取り組んでまいりたいと考えております。

また、学力向上については福岡学力アップ推進事業の指定を受けた2年目となり、本町で組織する学力向上検証委員会に対して福岡教育事務所の支援を受け、さらなる充実を図る予定です。

社会教育においては、教育委員会として生涯学習をさらに推進するとともに、地域に貢献する生涯教育の理念に基づき、社会教育基盤の充実に努めたいと考えております。

なお、平成24年度具体的目標の詳細につきましては、さきに配付させていただきました須恵町教育施策要綱4ページに記載させていただいております。

本年度も須恵町教育行政への議員各位の支援をお願い申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されましたので御報告いたします。

去る5月31日、平成24年度第2回臨時会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第8号専決処分の承認について。専決第4号平成23年度粕屋南部消防組合一般会計補正（第2号）について、平成23年度国の補正予算（第1号）により、緊急消防援助隊活動費負担金の決定がなされ交付額が確定したため補正を行うもので、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分とするもの。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,561万3,000円とする。

全員賛成で可決しております。

議案第9号は、粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。第2条第1項中150人を159人に、152人を161人に改める。第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。第3条、前条第1項第1号の規定にかかわらず、組合長は消防職員の大幅な退職、又は事務量の増加に伴い必要と認めるときは、消防活動に必要な人員の確保及び消防職員の早期育成を図ることを目的とし、定数を超えて計画的に消防職員を増員することができる。

2、前項の計画的な消防職員の増員については、7人の範囲内において組合長が別に定める。
賛成多数で可決しております。

議案第10号は、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。粕屋南部消防組合消防本部及び消防署組織の機構改革により、同条例中の別表第3級別職務分類表の改正を行うものです。全員賛成で可決しております。

なお、議案書及び補正予算書は議員控室に置いとりますので御参照ください。

以上、報告終わります。

○議長（三角 良人） 議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第6．議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

○健康福祉課長（畑江 達也） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更するものでございます。提案の理由といたしまして、外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3ページに新旧対照表を添付しておりますのでごらんください。右側の改正前、別表第3備考1、2におきまして、「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行し、なお経過措置といたしまして、この規約による改正後の福岡県介護保険広域連合規約別

表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、24年度分までの負担金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第7. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。議案資料4ページをお願いいたします。議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

6ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第3の備考2中「及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数」を削るものでございます。

5ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は平成24年7月9日から施行するもので、改正後の別表第3の備考の2の規定は平成25年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用し、平成24年度分までの共通経費の人口割については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 議案書7ページをお願いいたします。議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例。須恵町印鑑条例の一部を次のように改正する。提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止が平成24年7月9日から施行されることに伴い、外国人住民の方も日本人同様に住民票が作成されることとなりますので、この法改正にあわせて今回改正するものでございます。

9ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正点は、外国人住民の方も住民基本台帳に記録されることから、第2条第1項については全部改正し、1項とし「印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者とする。」に改め、10ページの5条については見出しの「登録印鑑の規制」を「登録印鑑」に改め、2項を追加しまして、第1項では登録できる印鑑の数、第2項では登録印鑑として認めないもの、第3項では外国人住民の非漢字圏の取り扱いを追加し、整理した改正でございます。

12ページで、第12条1項第3号は、住民基本台帳に記録されている名称の変更による印鑑登録の抹消を改めております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第44号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 14ページでございます。議案第44号須恵町手数料条例の一部を改正する条例でございます。須恵町手数料条例の一部を次のように改正する。この条例改正も、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人登録制度が廃止されることから改正す

るものでございます。

次の15ページ、新旧対照表により説明をいたします。右側の改正前の別表、事務の内容、外国人登録法の規定に基づく登録原票記載事項証明書の交付の欄を削除いたします。

14ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

以上、御審議をお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10．議案第45号

- 議長（三角 良人） 日程第10、議案第45号町営路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

- 建設産業課長（安河内久人） おはようございます。議案書16ページをお願いいたします。議案第45号町営路線の認定についてでございます。別紙路線を町営路線として認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。提案理由につきましては、新原字大牟田の開発計画に伴い、この区域に接する道路が建築基準法の接道要件を満たしていないため、開発協議の結果、申請者による5.5メートル以上の道路の整備を求め、基準法の要件を満たす条件として一般公共道路としての新規認定を行うものでございます。

議案書17ページをお願いいたします。図面番号1番、路線番号その他498、路線名野間4号線、起点新原字中ノ原422番地先、終点新原字野間445番1地先、延長242.3メートル、最大幅員6.5メートル、最小幅員2.3メートルでございます。

18ページに箇所図を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第45号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号町営路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第11．議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第46号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 19ページをお願いいたします。議案第46号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）。地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございますが、平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額にそれぞれ1,842万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,842万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入でございますが、主なものを申し上げますと、16款寄附金につきましては、篤志寄附金を2件、250万円いただいております。18款繰越金、歳出の補正額に対して不足する額を1,262万4,000円計上して財源手当をしております。19款諸収入3項雑入でコミュニティ助成事業助成金250万円などを計上いたしております。

次に3ページ、歳出でございます。2款総務費1項総務管理費において財政調整基金への積立金、電算システムの変更委託料など863万3,000円の追加。7款商工費ではプレミアム商品券の発行補助金として100万円の追加。9款消防費においては消防施設整備補助金など113万9,000円の追加補正でございます。10款教育費3項中学校費において須恵中防球ネット設置工事費など427万円の追加計上をいたしております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第46号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

日程第12. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第12、報告第1号平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 20ページでございます。報告第1号平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。平成23年度の一般会計の繰越明許費として平成24年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

21ページをお願いします。平成23年度須恵町一般会計繰越明許費繰越計算書。10款教育費3項中学校費、事業名須恵中学校耐震補強工事、金額1億3,707万4,000円、翌年度繰越額全額で1億3,707万4,000円。繰越額の財源内訳でございますが、未収入特定財源で国県支出金の国庫補助金7,587万8,000円、地方債6,110万円、残り一般財源9万6,000円でございます。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第13. 報告第2号

○議長（三角 良人） 日程第13、報告第2号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉上下水道理事。

○理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書22ページをお願いいたします。報告第2号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

23ページをお願いいたします。繰越計算書で2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名公共下水道事業管渠造工事、金額270万円、翌年度繰越額270万円、財源内訳、未収入特定財源の地方債で180万円と一般財源90万円です。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第14．諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案書24ページでございます。諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づきまして人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。住所、大字植木340番地、氏名、今泉守正氏、生年月日、昭和26年11月30日、60歳でございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員であります古川信泰氏が、平成24年9月30日で任期満了となるために、後任の委員に推薦するものでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。経歴につきましては25ページに掲載いたしておりますが、福岡工業大学卒業と同時に福岡市に入省し、最後は下水道局総務部長で定年退職されたわけでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、諮問第1号を各委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第15．諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第15、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案書26ページでございます。諮問第2号、同じく人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権委員法の6条第3項の規定に基づきまして本議会の意見を求めるものでございます。住所が大字須恵114番地13、いわゆる藤浦でございます。氏名、東郷行美、生年月日、昭和26年10月13日生まれの60歳でございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員であります東紀子氏、城山でございますが、平成24年9月30日をもって任期満了となるために、後任の委員として人権擁護委員法6条3項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。経歴につきましては27ページに掲載いたしておりますが、卒業後私立幼稚園に勤務されその後本町の保育園に就職をされまして、最後は町立アザレア幼稚園の園長として定年の退職を迎えられたわけでございます。

以上、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、諮問第2号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第16. 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

○議長（三角 良人） 日程第16、「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。8番、合屋伸好議員。

○議員（8番 合屋 伸好） お手元の資料を御参照お願いいたします。「少人数学級推進」並びに「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願でございます。提出者は時田良喜氏、須恵町大字新原274の170、提出相手先は、裏面に意見書案が添付されておりますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、5名ということでございます。また、近隣市町では同様の時期に同じ請願が出されているということでございます。

趣旨でございますが、2点冒頭に記載されておりますが、まず、小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現することが1点です。昨年は小学校1年生の35人以下学級が実現をしております。同時に義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定することを検討するということになっておりました。また、必要な安定した財源の確保に努めるということが明記をされていたということでございますが、今年度期待された小学校2年生の35人以下学級化については、法改正が見送られたということになっております。

もう1点、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国費負担割合を2分の1に復元することとなっておりますが、これは教育予算に関しましてGDPに対する教育費支出の割合、OECD加盟国の中で日本が最下位となっているということでございます。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたということでございます。これにより、自治体財源を圧迫をするとともに、教育条件格差も生み出しているというのが現状となっております。早期の改善を求めるものでございます。一番下に表がついておりますが、ここが申し上げたいところのメインになろうかというふうに思います。

議員各位におかれましては、御理解をいただきますとともに御賛同いただきますようお願いを

申し上げます。

以上です。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 拉致問題意見書

- 議長（三角 良人） 日程第17、拉致問題意見書決議のお願いを議題とします。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもありません。

本意見書は、北朝鮮により拉致された日本人を早急に救出することを政府に強く要望する意見書決議のお願いであります。

各委員会に付託しその取り扱いの審査をお願いします。

-
- 議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日、午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時48分散会
